公告第３３号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び西郷村財務規則（昭和61年６月１日規則第４号）第112条の規定により、次のとおり制限付一般競争入札について、公告する。

令和８年１０月３０日

西郷村長　　髙橋　廣志

１　入札に付する事項

発　注　課	西郷村　産業建設部　建設課　事業グループ
工事番号	第２４号
工　事　名	地域未来交付金事業 令和８・９年度債務負担行為　まるごと西郷館増改築等工事
路線等名称	―
工事場所	西郷村大字熊倉字折口原　地内
工事概要	建築工事　一式 機械設備工事　一式 電気設備工事　一式
工　期	議会議決の翌日から令和10年1月31日まで
予定価格	本契約締結後に公表する。
最低制限価格	設定する。（最低制限価格を下回った額での入札は失格とする）
再資源化等	この工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること

発注種別	建築一式工事
登録要件	西郷村令和7・8年度 入札参加資格者名簿に上記種別で登録されていること。
資格の制限	西郷村において、指名停止措置を受けていない者であること。
格付等級	Ａ
許可業種	建築工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けていること。
経営事項審査	建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有する者であること。
地域要件	村内に本・支店又は白河市内に本店を有する者(※営業所を除く)
特定建設工事共同企業体	単体企業に限る。 ※特定建設工事共同企業体の参加は不可。
配置できる技術者の工事経験	公共工事で建築工事業の配置技術者として、経験がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
工事実績	過去10年以内に西郷村が入札により発注した建築工事の受注実績がある者であること。
その他の要件	会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

3　設計図書等閲覧及び質問

閲覧場所	村ホームページからダウンロード
閲覧期間	令和8年10月30日(金)　から　令和8年11月30日(月)　まで
質問方法	質問書を持参、FAX又は電子メールで提出する。
質問書提出先	〒961-8501　福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地 西郷村役場　企画財政課　企画財政グループ TEL:0248-25-2943　FAX：0248-25-2689 電子メール: kikakuzaisei@vill.nishigo.lg.jp
質問期限	令和8年10月30日（金）から　令和8年11月13日（金）正午まで
回答期日	令和8年11月16日（月）
回答方法	村ホームページに随時掲載する。

4　入札参加手続

本件入札においては、開札前に入札参加資格の審査を行うものとする。入札資格の有無については、審査後に入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

提出書類	西郷村入札参加資格確認申請書（指定様式） 最新の経営規模等評価結果通知書の写し、 工事実績、技術者の工事経験が分かる資料（契約書、CORINS等） その他チェックリスト記載の書類
提出方法	持参（要事前連絡）
提出先	〒961-8501　福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地 西郷村役場　企画財政課　企画・財政グループ TEL:0248-25-2943
申込受付期間	令和8年10月30日（金）から　令和8年11月17日（火）まで 午前 9時から午後 4時まで　※最終日は正午まで

5　入札方法等

入札方法	会場持参による入札（郵便入札不可） 当該公告に記載された入札日時までに入札会場へ集合すること。
提出書類	入札書（指定様式） 積算内訳書（指定様式） 委任状（指定様式で代理人を立てる場合のみ提出）
入札日時	令和8年12月1日（火）　午前 9時30分 （入札日時までに入札会場へ集合）
入札場所	西郷村総合庁舎　中会議室
入札回数	２回を限度とする。
入札保証金	免除する。
入札の無効	この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。
入札の中止等	本件は、入札参加資格者が１者以上あれば執行するものとする。 本件の入札に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止又は延期することがある。

6　契約に関する事項等

契約事項	西郷村財務規則及び西郷村工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結する。
契約の成立	本件は、議会の議決を要する契約である。 西郷村議会において、当該契約の議決を得たときに本契約が成立するものとする。
契約保証金	請負代金の10分の１以上の額とする。 契約保証金の納付は、約款第４条規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは、免除とする。

7　支払い条件に関する事項

支　払　条　件	本契約における支払条件については、債務負担行為に基づく契約とし、 各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。） により支払うものとする。 支払限度額は、次のとおりとする。 　令和8年度　請負代金のうち217,148千円を上限とする出来高金額 　令和9年度　請負金額より令和8年度の支払額を差し引いた額

8　その他

入札様式等	制限付一般競争入札参加資格確認申請書チェックリスト参照のうえ、指定様式・入札の心得・約款については村ホームページ「入札・契約」からのダウンロードにより、取得すること。なお、チェックリストを印刷したものと、必要書類を合わせて持参すること。
現場説明会	実施しない。
工事実績登録	契約締結後速やかに契約工事の内容を「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録し、工事カルテを提出すること。
下　請　負	工事の一部を下請負に付する場合には、西郷村元請・下請関係適正化指導要領の規定によること。